

1. **開催日時** 平成 28 年 9 月 6 日 (火) 午前 10 時 00 分～11 時 00 分

2. **開催場所** 恵庭市民会館 2 階 中会議室

3. **出席者**

【出席委員】中村委員、西根委員、伊藤委員、高畠委員、村松委員、海老委員
米地委員、原田委員、三浦委員・・・9 名

【欠席委員】島田委員

【傍聴者】1 名

【報道関係】なし

【事務局】保健福祉部長、保健福祉部次長、保健センター長、介護福祉課長、保健課長、
健康・スポーツ課長、介護福祉課高齢者相談担当主査、指導担当主査、保健
課介護予防・精神保健担当主査、高齢者保健担当主査・・・12 名

4. **内容**

(1) 開会

(2) 挨拶

(3)

【審議事項】

1. 地域密着型サービス事業者の指定について
2. 介護予防支援事業者の指定について

【報告事項】

1. 介護予防・日常生活支援総合事業への移行スケジュールについて
2. 平成 28 年度補正予算案件について
3. 介護マークについて
4. 歩くことを通したまちづくり事業について
5. その他

(4) 議事内容

【審議事項】

1. 地域密着型サービス事業者の指定について
2. 介護予防支援事業者の指定について

以上の 2 件について一括審議。

1. 地域密着型サービス事業者の指定について

平成28年10月より事業開始を予定している地域密着型通所介護事業所の指定について審議を行う。定員が18名以下の通所介護事業所については平成28年度より恵庭市が指定権者となったことによる新規指定事務である。事務局より指定審査調書に基づき、適合している旨説明を行った。

2. 介護予防支援事業者の指定について

平成28年10月より事業開始を予定している介護予防支援事業所の指定について審議を行う。事務局より指定審査調書に基づき、適合している旨説明を行った。なお、現在は恵み野病院横にサービス付き高齢者向け住宅を建設中のため恵み野に仮事務所を構えているが、来年3月には事務所を移転する予定である。

【質問・意見】

- (委員) 地域密着型通所介護について。今後、市内でも増えてくると思われるが、指定を制限するなど、市として規制を設ける予定はあるか。
- (事務局) 事業計画でも数量規制は設けておらず、現段階では申請された事業所に対して調書に基づいて審査し、適合していれば指定を受けることになる。ただし、過剰に事業所が増えてもサービスの低下に繋がりにくいので、審査基準の中でサービスのあり方、運営基準等について厳密に審査していきたい。事業者ごとに特色を持って事業を行なっているが、サービスを求めている方の獲得に苦労している。地域密着型デイサービスは市の指導監督になるのでサービスにあり方について実地指導でしっかりと見ていきたいと考えている。
- (委員) 指定審査調書で従業者の勤務体制及び勤務形態が記載されているが、デイサービスでは介護職員が何名必要か。
- (事務局) 最低で常勤で3名となっている。
- (会長) ただ今の審議事項について承認することを決定する。よろしいか。
- (委員) よろしい。

【報告事項】

1. 介護予防・日常生活支援総合事業への移行スケジュールについて
 2. 平成28年度補正予算案件について
 3. 介護マークについて
 4. 歩くことを通したまちづくり事業について
 5. その他
- 以上の5件について一括報告。

1. 介護予防・日常生活支援総合事業への移行スケジュールについて

恵庭市は第6期計画に基づき、平成29年4月より介護予防・日常生活支援総合事業（以下、新しい総合事業）を開始する。人口減少とサービス需要増加の2つの課題を抱えるなかで、新しい総合事業の推進により介護予防強化と生活支援の充実を図りながら地域包括ケアシステムの構築を進めていく。新しい総合事業移行とは、介護保険給付サービスである介護予防訪問介護、介護予防通所介護、介護予防支援などを「地域支援事業の介護予防・日常生活総合事業」に移行することとなる。

新しい総合事業のサービス類型としては、現行相当サービス、基準緩和型サービス、住民主体による支援（ボランティア中心）、短期集中予防サービス、移動支援の5種類の類型がある。平成29年4月では、当面、現行相当サービスと既存の地域支援事業の二次予防を継承する短期集中予防サービス、介護予防ケアマネジメントAを開始することで調整を進めている。

平成29年4月までの総合事業移行スケジュールについて。平成28年度はサービス類型の検討のほか、円滑な事業移行に必要な予算措置、実施要綱等の整備、窓口体制の確保、住民・団体・事業所への周知などを行う。7、8月には近隣市町村との勉強会、先進都市研修を行った。今後はサービスの流れ及びケアマネジメントの検討を進め、10月から予算策定開始し、総合事業開始当初のサービス検討、11月に事業所・各種団体競技・調整などを行い、市が中心となって開催している生活支援体制整備専門部会にてサービスの内容を協議することとなる。1月には市民・団体・事業者等への説明会などを行い周知を進めて行き次回の専門部会までに事業設計を行ない29年4月から新しい総合事業開始を円滑に進めていく計画となっている。

平成29年度以降のスケジュールについて。平成29年度は基準緩和型サービスと訪問型サービスの住民主体による支援の実施を検討し、実施するサービスについては平成30年度からの開始を目指す。基準緩和型サービスは現行の介護予防訪問介護、介護予防通所介護の運営基準を緩和し、それに伴い報酬単価の引き下げ、サービス内容の簡素化、短時間化などを市町村で独自に再設定するものである。今後、介護保険サービス事業所の意見を取り入れるなど、恵庭市の実情にあったサービス内容などを協議していく。住民主体の支援については在宅家事援助（訪問型）やサロン活動（通所型）の活動経費の一部を助成しサービスのメニューに追加され、関係団体と連携・調整しながら整備していく。

生活支援体制整備事業について。生活支援体制整備事業とは地域に生活支援コーディネーターを配置し、地域の生活支援・介護予防サービスの多様な関係主体の連携による取組を協議する協議体を設置することを指す。この推進により地域包括ケアシステムの構築を目指すものである。平成29年度は恵庭市内全域を担当するコーディネーターを配置し協議体を設置。平成30年度については恵庭市の各地

域の実情にあった介護予防・生活支援を拡充するため、恵庭市内の中学校区域に相当する日常生活圏域レベル（第2層エリア）を担当するコーディネーターを配置、また第2層協議体の設置を検討していく。

2. 平成28年度補正予算案件について

介護従事者の負担軽減に資する介護ロボット導入促進事業について。国で介護ロボットの使用による介護従事者の負担の軽減を図ると共に、その実際の活用モデルを他の介護サービス事業者に周知することにより、介護ロボットの普及による働きやすい職場環境の整備、また介護従事者の確保に資することを目的として、平成27年度補正予算を組むこととした。恵庭市内の関係事業所へ意向を確認したところ、3法人より事業実施の意向が示された。国より平成28年6月に内示が示されたため、第3回定例会において補正予算を行う予定である。予算額は2,781千円。

介護サービス提供基盤等整備事業について。北海道での地域医療介護総合確保基金を活用し、特別養護老人ホーム多床室のプライバシー保護のための改修支援制度を平成27年度より設けている。当初、実施を予定する事業所はなかったが、平成28年6月に北海道より再度周知依頼があったため、市内関係社会福祉法人に通知を行ったところ、1法人より事業実施の意向が示された。北海道より平成28年8月に内示が示されたため、第3回定例会において補正予算を行う予定である。補正予算額13,300千円。

3. 介護マークについて

恵庭市では地域における日常的な支え合い体制を構築し、高齢者や障害者のある方を介護する方が安心して暮らせるまちづくりを推進するため「介護マーク」の交付の試行的に実施することとした。介護マークとは、認知症の方などを介護する方が周囲から誤解や偏見を受けることのないよう周知するために、厚生労働省から全国に普及を呼びかけている取組である。

交付対象者は市内在住の認知症高齢者等や障がい者を介護している介護者で介護マークが必要な方を対象に交付していく予定である。今後のスケジュールだが、9月に関係団体にヒアリングを行い、10月は要項、物品等作成、配布開始は29年1月を検討している。

4. 歩くことを通したまちづくり事業について

市若手職員と道文教大学院生からなる「歩くことをとおしたまちづくりを考える会」を昨年発足し、提言書に基づき、歩くことを通して市民全体の健康意識や健康増進活動の向上と地域の繋がりを推進し、健康づくりを推進するまちづくり

につなげることを目的として新規事業として平成 28 年 8 月から 10 月までの 3 ヶ月間を試行的に実施している。

内容は以下の 3 点。1 つ目に歩くことが楽しくなる仕掛けとしてテレビ局や図書館などとの協力を得て従来と異なる歩くイベントを開催する。2 つ目に歩くことを支援する仕組みとして公共施設を中心に休憩や健康情報を得られるまちなか休憩所を市内 21 ヶ所に設置した。3 つ目に道文教大学やメディカルスポーツ専門学校、歩くことに関連した団体が主催する事業と連携してえにわ健康チャレンジ・スタンプラリーを実施する。環境機関や市民活動団体など主催事業の参加や地域主催の歩くイベント、健康講座の参加、またはまちなか休憩所の立寄りから 3 つのスタンプを集めることで本事業のオリジナルキャラクターの缶バッジを進呈している。10 月以降、協力団体、関係機関、市民を含めて次年度に向けた検討会を予定している。始まって 1 ヶ月たつが今のところスタンプラリーと参加者も 60 名程度と年齢層も各年代バランスよく参加している。是非この機会に皆様に参加していただきたい。

5. その他

指定地域密着型サービス事業の更新及び指定介護予防支援の一部委託について資料に基づいて報告を行った。

【質問・意見】

- (委員) 介護ロボット導入促進事業について。当事業所でもヘルパーの腰痛が課題となっている。実際購入予定のロボットとはどういうものか参考までに教えてもらいたい。
- (事務局) それぞれの法人で導入するものですが、ベッドからの移乗、車イスでの移乗など介護従事者の作業をサポートする支援機器になる。資料のように体に装着するタイプ、機器を利用者に乗せるようなタイプがある。今回 3 法人のうち 2 法人が作業をサポートするタイプの機器、1 法人が見守りシステムをベッドに埋め込むタイプの購入を予定している。
- (委員) 恵庭市の新しい総合事業について。最近、市内の介護タクシーが撤退するケースが多く移送に困っている。サービス類型のうち、訪問型サービス D が住民主体の活動で期待しているところだが、〇が付いていないことと、住民主体の活動はどういったことが想定されているか。また、29 年度以降の新しい総合事業で現行サービスを継続し、報酬単価の引き下げで利用者負担が下がるということだがどのくらいの金額を想定しているか。
- (事務局) 訪問型サービス D の考え方について。現時点で検討の予定がないことの説明だが、乗降介助、移送サービスの事業者が撤退していく背景として報酬

単価の引き下げや事業者でできない経営環境になっている点もある。その一方で高齢化が進んでいくと車の問題が地域の課題になっていくのも事実で、今回新しい総合事業の類型に移動支援が追加になった。先日、視察を行った自治体や石狩管内の自治体の勉強会等でも経営環境の難しさ、報酬単価、車の問題、包括的サービスが各自治体ともイメージ出来ていない現状である。今後、住民主体の活動への支援と移動支援の議論を事業所と詰めていきながら、より報酬単価とサービスが一致しているような形を各地域で進めていかないと難しいサービスであると考えている。平成30年度までにどのような形が可能か検討していきたいと考えている。平成30年に検討している基準型緩和サービスについて。現段階で恵庭市では、ほぼ白紙状態である。ただ、近隣市等では8～9割が多い。サービスと報酬を考えて事業者と協議し、地域に見合ったサービスを設定していく。

(委員) 基準緩和型サービスができることで現行相当サービスの単価に影響はできるのか。

(事務局) 現行相当サービスでの報酬単価には影響はない。ただ自治体によっては基準緩和型を設置した後、現行相当を廃止する自治体もある。地域でのサービスは基準緩和型のみ報酬となってしまうということもある。恵庭市を含め、他の自治体で現行相当の単価に影響がでるといったことはないのではないかと理解している。

基準緩和型サービスという新しいサービスができる事で単価も低く、利用者の費用負担も安く済むが、基準に該当するサービスがなくなること、サービスの低下にもつながるのではという意見もある。いかにプランを作り、その人にあったサービスを組み立てていくかが難しい。基準緩和型サービスで補えない部分は、住民主体型サービスで補っていくというのが理想である。様々なサービスを総合的、包括的に検討して、今までのサービスの質を落とさないようにしていきたいと考えている。その為には住民主体型のサービスが今後の課題かと考える。

(委員) 基準緩和は具体的にどのような内容の緩和を検討しているか。

(事務局) 例えば、申請者が法人でなければならないという部分を個人でも認めたり、訪問介護で配置しなければならないとされている有資格者を自治体が研修を開催し、研修を終えた人を市独自の認定ヘルパーとして扱い、配置することで基準を認めるという方法もある。営業時間のうち、細かい区分でもサービス提供時間として認めるという内容等も想定している。

(会長) その他意見等がなければ閉会とする。

以上